

# 大井川河道整備検討会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「大井川河道整備検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 検討会は、緊急的な治水安全度向上のため大井川水系河川整備計画に位置づけられた河道掘削を中心とした水位低下対策を円滑に実施するため、学識経験を有する者が対策について意見を述べることを目的として、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所(以下「事務所」という。)が設置する。

(組織等)

第3条 検討会の委員は事務所が委嘱し、別紙のとおりとする。

2. 委員の任期は平成30年3月31日までとし、再任は妨げない。
3. 必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。  
なお、臨時委員の任期は、委員の任期に準じて平成30年3月31日までとする。
4. 検討会は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招請し、意見等を聴くことができる。

(情報公開)

第4条 検討会は原則公開とし、検討会資料及び議事録についても同様とする。

(会 議)

第5条 検討会には委員長を置くこととし、委員長、委員は別紙のとおりとする。

2. 委員長は検討会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、委員の中より代行を選任する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所が行う。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、検討会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて検討会が定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成28年8月31日から施行する。

別紙

大井川河道整備検討会 委員名簿

| 役職  | 氏名                 | 所属等                           | 専門等    |
|-----|--------------------|-------------------------------|--------|
| 委員長 | つちや さとし<br>土屋 智    | 静岡大学大学院 農学研究科<br>環境森林科学専攻 教授  | 防災     |
| 委員  | いたい たかひこ<br>板井 隆彦  | 静岡淡水魚研究会 会長                   | 魚類(生物) |
| 委員  | とだ ゆうじ<br>戸田 祐嗣    | 名古屋大学大学院 工学研究科<br>社会基盤工学専攻 教授 | 河川     |
| 委員  | みぞぐち あつこ<br>溝口 敦子  | 名城大学理工学部<br>社会基盤デザイン工学科 准教授   | 河川     |
| 委員  | ゆあさ やすお<br>湯浅 保雄   | 静岡植物研究会 会長                    | 植物     |
| 委員  | いしがき としゆき<br>石垣 俊幸 | 静岡県島田土木事務所長                   | 行政     |
| 委員  | みやた やすじ<br>宮田 康司   | 藤枝市都市建設部基盤整備局長                | 行政     |
| 委員  | あきやま ふじはる<br>秋山 藤治 | 焼津市都市基盤部長                     | 行政     |
| 委員  | おおむら あきら<br>大村 彰   | 島田市都市基盤部長                     | 行政     |
| 委員  | ふなはし のりゆき<br>船橋 準幸 | 吉田町理事                         | 行政     |
| 委員  | いぬかい かずひろ<br>犬飼 一博 | 静岡河川事務所長                      | 行政     |

(敬称略)